

## 大阪大学多様な人材活用推進委員会規程

(設置)

第1条 大阪大学人事労務室の下に、多様な人材活用推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、社会的諸要因によって潜在能力の最大限の発揮を阻まれている女性をはじめとする多様な人材の積極的活用・開発のための施策及び教職員・学生の意識向上を図るための施策等について審議、提言し、もって大阪大学における研究・教育の質の向上を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画の推進状況その他多様な人材活用状況の調査及び分析に関すること。
- (2) 男女共同参画推進方策その他多様な人材活用推進方策の企画、立案及び提言に関すること。
- (3) 男女共同参画推進その他多様な人材活用推進のための啓発に関すること。
- (4) その他多様な人材活用のための環境整備に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合計画室の室員1名
- (2) 教育・情報室の室員1名
- (3) 研究・産学連携室の室員1名
- (4) 人事労務室の室員2名
- (5) 広報・社学連携室の室員1名
- (6) 教職員のうちから人事労務室長が指名した者若干名

2 委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、人事労務室長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務部人事課で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。